

入札説明書

この入札説明書は、「土地境界確定測量・地積更正登記業務委託」について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県教育委員会教育長 大沼 博文

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 土地境界確定測量・地積更正登記業務委託
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年12月20日まで
- (4) 履行場所 業務委託仕様書による。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 次のア又はイに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にあっては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
 - イ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあっては、公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- (3) 令和3年度及び令和4年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務の実績が10件以上ある者であること。
- (4) 補助者がいる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号以下「資格確認申請書」という。）に、3の(2)から(4)まで掲げる事項について証明できる書類を添付して、下記5(1)に示す場所に書留郵便による郵送又は持参により5(2)までに提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、提出された資格確認申請書の審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）により、入札者に通知するものとする。

(1) 提出書類及び部数

- ア 公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあっては、法人登記事項証明書の写しを1部
- イ 土地家屋調査士法人にあっては、法人登記事項証明書の写し及び福島県土地家屋調査士会の会員証の写しを1部
- ウ 土地家屋調査士にあっては、福島県土地家屋調査士会の会員証の写しを1部
- エ 令和3年度及び令和4年度それぞれの調査測量を伴う登記申請実績は、業務実績書（様式第8号）に、調査測量によって作成した地積測量図及び登記事項証明書の写し又は登記申請書並びに登記完了証（登記済証）の写し（令和4年度10件分以上）を添付すること。（様式第8号及び添付書類）
- オ 補助者については、補助者証の写しを添付すること。（様式第8号の添付書類）

5 入札書等の提出期限等

- (1) 契約条項の示す場所、問い合わせ先

郵便番号 960-8688
住 所 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課施設財産室
電 話 024-521-7791
F A X 024-521-7969
電子メールアドレス k.shisetsuzaisan@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限
令和5年10月31日(火) 午後5時まで ※必着
- (3) 一般競争入札参加資格確認通知書の送付日
令和5年11月6日(月)
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
日時 令和5年11月10日(金) 午前10時00分
場所 県庁西庁舎 4階 教育総務課分室
その他 郵送による入札は、不可とする。
なお、持参により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(第5号様式)に上記2の(1)の件名を記載し、上記5(4)に指定する日時及び場所に提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式4)の写し
 - イ 一般競争入札出席届(様式7) ※出席者全員
 - ウ 委任状(様式6) ※代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札者には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む)100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(4)で指定する場所及び日時で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付することができるものとする。

- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、再度入札に付することができるものとする。

9 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式第1号）により、福島県教育庁財務課施設財産室（FAX 024-521-7969又は電子メールアドレス k.shisetsuzaisan@pref.fukushima.lg.jp）に令和5年10月26日（木）午後4時までに説明を求めることができる。
回答は、福島県教育庁財務課施設財産室ホームページに回答書（第2号様式）を掲載（令和5年10月30日（月）予定）する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵送による入札は、認めない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理人をすることができない。
- (6) 入札者は、次のア～オに該当する者を入札代理人にすることができない。
ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
オ ア～エに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は、入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (8) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書き換え、引換え又は撤回することができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、当該入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記号、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 郵便による入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札を提出した者が2人以上あるときは、入札におけるくじ（別記1）により、落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第16条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

14 契約保証金

契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

15 留意事項

(1) 契約書等の作成

ア 委託契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときとする。

ウ 落札者が、アに定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(3) 契約条項

契約条項は、契約書(案)及び財務規則による。

(4) その他

ア 一般競争入札参加資格確認申請に要する費用は、各事業者の負担とする。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。

別記1

入札におけるくじ

入札の結果、最低価格の応札者が複数あり、落札者を決定できない場合には、「くじ」によりその順位を決定する。

1 見積書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、入札参加者の電話番号の下3桁の数字が記入されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 入札参加者の電話番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計数を見積書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。
この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。
この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は（5）の規定に準じて順位を決定する。

(例示)

- (1) 入札参加者の電話番号の順にくじ番号を付与する。

喜多方土地家屋調査士 0241-24-1234・・・くじ番号0

相双土地家屋調査士 0244-26-9012・・・くじ番号1

県北土地家屋調査士 024-521-5678・・・くじ番号2

- (2) くじの数

喜多方土地家屋調査士 072 合計 $072 + 123 + 452 = 647$

相双土地家屋調査士 123

県北土地家屋調査士 452 余り $647 \div 3 = 215 \dots 余り2$

- (3) 順位

最上位は余りの2と一致するくじ番号である県北土地家屋調査士

2順位は、 $2 + 1 = 3$ のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の喜多方土地家屋調査士

3順位は、 $0 + 1 = 1$ と一致するくじ番号である相双土地家屋調査士